

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案																
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～19 略</p> <p style="text-align: center;">(令和7年4月分以降における年金年額)</p> <p>20 職員又はその者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、令和7年4月分以降、その年額を、八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部を改正する条例（令和7年八尾市条例第24号）による改正前の八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例附則第20項の規定により令和6年4月分以降に係る退職年金及び遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額とする。</p> <p>21～23 略</p> <p style="text-align: center;">(最低保障)</p> <p>24 退職年金又は遺族年金で、その基礎在職年に算入されている実在職年が退職年金についての最短期間以上である者の令和7年4月分以降の年額が、次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退職年金又は遺族年金</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の者に給する退職年金</td> <td style="text-align: center;">1,185,900円</td> </tr> <tr> <td>65歳未満の者に給する退職年金</td> <td style="text-align: center;">889,400円</td> </tr> <tr> <td>遺族年金</td> <td style="text-align: center;">829,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>25 略</p> <p style="text-align: center;">(遺族年金の年額に係る加算の特例)</p> <p>26 遺族年金を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>(1) 当該遺族年金を受ける妻により生計を維持し又はその妻と生計をともにする職員の未成年である子又は身体若しくは精神に障害があり生活資料を得るみちのない成年の子で遺族年金を受けるべき要件を備える者（以下「扶養遺族」という。）が2人以上ある場合 279,100円</p>	退職年金又は遺族年金	金額	65歳以上の者に給する退職年金	1,185,900円	65歳未満の者に給する退職年金	889,400円	遺族年金	829,200円	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～19 略</p> <p style="text-align: center;">(年金年額の改定)</p> <p>20 職員又はその者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、令和8年4月分以降、その年額を、八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部を改正する条例（令和6年八尾市条例第30号）による改正後の八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例附則第20項の規定により平成12年4月分以降に係る退職年金及び遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ恩給法第65条第2項に規定する調整改定率を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。</p> <p>21～23 略</p> <p style="text-align: center;">(最低保障)</p> <p>24 退職年金又は遺族年金で、その基礎在職年に算入されている実在職年が退職年金についての最短期間以上である者の令和8年4月分以降の年額が、次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退職年金又は遺族年金</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の者に給する退職年金</td> <td style="text-align: center;">1,208,600円</td> </tr> <tr> <td>65歳未満の者に給する退職年金</td> <td style="text-align: center;">906,400円</td> </tr> <tr> <td>遺族年金</td> <td style="text-align: center;">845,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>25 略</p> <p style="text-align: center;">(遺族年金の年額に係る加算の特例)</p> <p>26 遺族年金を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>(1) 当該遺族年金を受ける妻により生計を維持し又はその妻と生計をともにする職員の未成年である子又は身体若しくは精神に障害があり生活資料を得るみちのない成年の子で遺族年金を受けるべき要件を備える者（以下「扶養遺族」という。）が2人以上ある場合 284,400円</p>	退職年金又は遺族年金	金額	65歳以上の者に給する退職年金	1,208,600円	65歳未満の者に給する退職年金	906,400円	遺族年金	845,100円
退職年金又は遺族年金	金額																
65歳以上の者に給する退職年金	1,185,900円																
65歳未満の者に給する退職年金	889,400円																
遺族年金	829,200円																
退職年金又は遺族年金	金額																
65歳以上の者に給する退職年金	1,208,600円																
65歳未満の者に給する退職年金	906,400円																
遺族年金	845,100円																

(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 159,400円

(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） 159,000円

27・28 略

附則別表

令和6年4月分以降に係る退職年金及び遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
<u>1,178,000円</u>	<u>1,200,900円</u>
<u>1,230,100円</u>	<u>1,254,100円</u>
<u>1,283,800円</u>	<u>1,308,800円</u>
<u>1,336,800円</u>	<u>1,362,900円</u>
<u>1,391,200円</u>	<u>1,418,300円</u>
<u>1,424,900円</u>	<u>1,452,600円</u>
<u>1,458,600円</u>	<u>1,487,100円</u>
<u>1,497,000円</u>	<u>1,526,100円</u>
<u>1,551,600円</u>	<u>1,581,800円</u>
<u>1,598,600円</u>	<u>1,629,800円</u>
<u>1,642,600円</u>	<u>1,674,600円</u>
<u>1,695,600円</u>	<u>1,728,600円</u>
<u>1,749,100円</u>	<u>1,783,100円</u>
<u>1,807,300円</u>	<u>1,842,500円</u>
<u>1,866,300円</u>	<u>1,902,600円</u>
<u>1,939,700円</u>	<u>1,977,500円</u>
<u>1,986,100円</u>	<u>2,024,800円</u>
<u>2,045,800円</u>	<u>2,085,600円</u>
<u>2,104,000円</u>	<u>2,145,000円</u>
<u>2,219,300円</u>	<u>2,262,600円</u>
<u>2,250,400円</u>	<u>2,294,200円</u>
<u>2,339,300円</u>	<u>2,384,900円</u>
<u>2,457,400円</u>	<u>2,505,300円</u>
<u>2,588,000円</u>	<u>2,638,400円</u>
<u>2,654,700円</u>	<u>2,706,400円</u>
<u>2,718,300円</u>	<u>2,771,200円</u>
<u>2,809,100円</u>	<u>2,863,800円</u>
<u>2,862,600円</u>	<u>2,918,300円</u>
<u>3,017,300円</u>	<u>3,076,100円</u>
<u>3,094,200円</u>	<u>3,154,500円</u>
<u>3,174,400円</u>	<u>3,236,200円</u>
<u>3,328,900円</u>	<u>3,393,700円</u>
<u>3,484,600円</u>	<u>3,552,500円</u>
<u>3,525,300円</u>	<u>3,593,900円</u>
<u>3,654,000円</u>	<u>3,725,100円</u>
<u>3,836,600円</u>	<u>3,911,300円</u>
<u>4,017,500円</u>	<u>4,095,800円</u>
<u>4,129,200円</u>	<u>4,209,600円</u>

(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 162,400円

(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） 162,000円

27・28 略

<u>4,238,100円</u>	<u>4,320,700円</u>
<u>4,459,200円</u>	<u>4,546,100円</u>
<u>4,675,700円</u>	<u>4,766,800円</u>
<u>4,718,200円</u>	<u>4,810,100円</u>
<u>4,886,500円</u>	<u>4,981,600円</u>
<u>5,098,600円</u>	<u>5,197,900円</u>
<u>5,309,700円</u>	<u>5,413,100円</u>
<u>5,519,300円</u>	<u>5,626,800円</u>
<u>5,651,700円</u>	<u>5,761,700円</u>
<u>5,792,700円</u>	<u>5,905,500円</u>
<u>6,064,300円</u>	<u>6,182,400円</u>